

令和4年第12回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年12月26日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前 9時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時 5分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	欠席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			玉木 亨	出席	
			高橋 浩	欠席	
			戸田 勝利	出席	
			岩波 圭介	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第26号 農用地利用集積計画の決定について				
日程第3	報告第12号 報告事項について				
日程第4	その他				
議事(担当)		内容			
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和4年第12回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について 議席番号8番 小川 佐知恵 委員 議席番号9番 長谷川 正博 委員 を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p>			

	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は上新田地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、4筆合わせて3,587㎡となります。</p> <p>現在の利用権の設定期間が、令和5年2月28日で満了となるため、継続して、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間、利用権の設定を行うものです。</p> <p>借受人は、露地野菜全般を栽培しており、近隣のスーパーマーケットに出荷しています。</p>																		
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。																		
	農業委員	<p>借受人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>作付けは、里芋とネギを主に栽培をしているとのことです。</p> <p>その他は季節の野菜を栽培しているとのことで、現在は、大根とほうれん草を栽培しているとのことです。</p> <p>販売先は、近隣のスーパーマーケットとなっています。</p>																		
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。																		
	推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。																		
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。																		
	議長	<p>特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。</p> <p>本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p>																		
		(起立全員)																		
	議長	起立全員のため、「可」とすることに決定しました。																		
日程第3	議長	報告第12号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。																		
	事務局	<p>議案書をもとに、説明(報告)します。</p> <p>農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年第11回総会における審議案件</td> <td>1</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>農地法第4条の転用届出専決処分</td> <td>1</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>農地法第5条の転用届出専決処分</td> <td>4</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>農地法施行規則第29条第1号に基づく届出</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>諸証明の発行</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> </table>	令和4年第11回総会における審議案件	1	件	農地法第4条の転用届出専決処分	1	件	農地法第5条の転用届出専決処分	4	件	農地法施行規則第29条第1号に基づく届出		なし	農地改良等に係る届出		なし	諸証明の発行		なし
令和4年第11回総会における審議案件	1	件																		
農地法第4条の転用届出専決処分	1	件																		
農地法第5条の転用届出専決処分	4	件																		
農地法施行規則第29条第1号に基づく届出		なし																		
農地改良等に係る届出		なし																		
諸証明の発行		なし																		

令和4年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会 議案審議中の
質疑などに対する回答

(ア) 議案第25号の1

議案の審議中の質疑

「借受人は障害者を雇用している。」

と説明があったが、障害者雇用促進法に基づく事業者として雇用しているのか。

回答

譲受人に確認したところ、障害者雇用促進法に基づく雇用ではなく、一般雇用であると聞き取りました。

(イ) 議案第25号の2

議案の審議中の質疑

「道路境界が分かりづらいが、道路も圃場として
いるのではないか」

との質疑に対する回答

回答

譲受人に確認したところ、初めて借り受ける際に道路境界が分かりづらかったので詳細に確認した結果、把握することができた。そのため、道路を圃場として使用してはと聞き取りました。

また、今後についても引き続き道路境界には十分注意し耕作を行っていきますと聞き取りました。

議案の審議中の質疑など

「資料写真では耕作していないように見受けられるが、借受け後間違いなく耕作するのか」

「作付計画をよく確認してください」

「借りる側の管理責任を借受人に十分に説明してほしい」

との質疑などに対する回答

回答

譲受人に確認したところ、10月には「ナス」を収穫しました。

その後、圃場を休ませていたため草が生えている状態となっています。

令和5年3月からキャベツの栽培を予定しており、適正に圃場として管理をしていきますと聞き取りました。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

(質問・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

日程第4	議長	起立全員のため、「承認」することに決定しました。
	議長	その他について、説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和4年第12回農業委員会総会を閉会します。